

特定化学物質の取扱量 集計結果(令和4年度 小川町)

物質区分 1: 第1種指定化学物質 2: 第2種指定化学物質 3: 県規則で定める物質

単位: kg

物質区分	物質番号	物質名	報告数		取扱量		使用量	製造量	取り扱う量
				順位		順位			
1	53	エチルベンゼン	5	3	12,700	8	1,200	0	11,500
1	80	キシレン	7	1	484,600	2	1,200	0	483,400
1	186	ジクロロメタン(別名 塩化メチレン)	1	8	2,500	10	2,500	0	0
1	281	トリクロロエチレン	1	8	6,100	9	6,100	0	0
1	296	1,2,4-トリメチルベンゼン	7	1	347,800	4	700	0	347,100
1	297	1,3,5-トリメチルベンゼン	4	5	13,600	6	0	0	13,600
1	300	トルエン	4	5	872,000	1	0	0	872,000
1	355	フタル酸ビス(2-エチルヘキシル)	1	8	13,000	7	13,000	0	0
1	384	1-プロモプロパン	1	8	1,500	11	1,500	0	0
1	392	ノルマル-ヘキサン	5	3	392,580	3	580	0	392,000
1	400	ベンゼン	4	5	71,000	5	0	0	71,000
3	37	メチルエチルケトン(別名 MEK)	1	8	1,400	12	1,400	0	0
合計			—	—	2,218,780	—	28,180	0	2,190,600

※1 取扱量について

取扱量 = 使用量 + 製造量 + 取り扱う量

使用量 : 事業所において事業活動に伴い使用した量

製造量 : 事業所において製造した量

取り扱う量: 事業所は自ら使用せず、卸売り・小売り等をするために、事業所において貯蔵所や容器に移し替えた量

※2 その他

本集計表の取扱量等の各欄を縦・横方向に合計した数値は、合計欄の値と異なる場合がある。

報告件数および取扱量の網掛け部分は、上位5物質である。